

【運営規定 別表】

指定地域密着型通所介護利用料金表 (5級地)

1 厚生労働大臣の定める基準によるもの(単位数)

(1) 指定地域密着型通所介護

所要時間	要介護度	基本単位	加算単位			単位計	利用者負担額	利用者負担額	利用者負担額
			介護職員改善加算(1)	入浴介助加算1	サービス提供体制強化加算II		1割	2割	3割
3時間以上 4時間未満	要介護1	416	8.0%	40	18	512	535	1,070	1,605
	要介護2	478				579	605	1,210	1,815
	要介護3	540				646	675	1,350	2,025
	要介護4	600				711	743	1,486	2,229
	要介護5	663				779	814	1,628	2,442
4時間以上 5時間未満	要介護1	436	8.0%	40	18	534	558	1,116	1,674
	要介護2	501				604	632	1,263	1,894
	要介護3	566				674	705	1,409	2,113
	要介護4	629				742	776	1,551	2,326
	要介護5	695				813	850	1,699	2,549
5時間以上 6時間未満	要介護1	657	8.0%	40	18	772	807	1,614	2,421
	要介護2	776				901	942	1,883	2,825
	要介護3	896				1,030	1,077	2,153	3,229
	要介護4	1,013				1,157	1,209	2,418	3,627
	要介護5	1,134				1,287	1,345	2,690	4,035

利用料金は上表の単位数に1単位あたりの単価10.45円を乗じて算定し、利用者負担はその1割の額となります。また、入浴等のサービスを提供しなかった場合は、その部分の加算はありません。

計算例：要介護1の方が5時間以上6時間未満で利用し、入浴されなかった場合

入浴介助加算を除く合計：657 + 18 + 54(8.0%) = 729単位

729単位 × 10.45円 = 7,618円(端数切り捨て)

介護保険給付額：7,618円 × 9割 = 6,856円(端数切り捨て)

利用者負担額：7,618円 - 6,856円 = 762円

2 その他の費用

厚生労働大臣の定める基準によるもののほかに以下の費用がかかります。

食事代		300円
通常事業の実施地域以外 の地域に係る送迎の 追加費用	事業の実施地域を越えたところより片道10km以下	無料
	事業の実施地域を越えたところより片道10kmを越える時	300円(往復)
オムツ代		実費
日用品費		100円
教養娯楽費		50円

※ その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用の負担をお願いすることがあります。
日用品費、教養娯楽費は強制ではありません。

指定介護予防型通所サービス利用料金表 (5級地)

1 厚生労働大臣の定める基準によるもの(単位数)

1か月の料金

要介護度	基本単位	加算単位数		計 (単位数)	利用者負担額	利用者負担額	利用者負担額
		通所型独自サービス処遇改善加算(III)	サービス提供体制強化加算II		1割	2割	3割
要支援1	1,798	150(8.0%)	72	2,020	2,111	4,222	6,333
要支援2	3,621	301(8.0%)	144	4,066	4,249	8,498	12,747

利用料金は上表の単位数に1単位あたりの単価10.45円を乗じて算定し、利用者負担はその1割の額となります。また、加算料金については、サービスを提供しなかった場合は、その部分の加算はありません。

計算例：要支援2でサービスを1ヶ月利用の場合

基本料金に各種加算単位数を加算：3,621 + 144 + 301 = 4,066単位
 4,066単位 × 10.45円 = 42,489円(端数切り捨て)
 介護保険給付額：42,489円 × 9割 = 38,240円(端数切り捨て)
 利用者負担額：42,489 - 38,240円 = 4,249円

2 その他の費用

厚生労働大臣の定める基準によるもののほかに以下の費用がかかります。

食事代	300円
通常事業の実施地域以外 の地域に係る送迎の追加費用	通常事業の実施地域を越えたところより片道10km以下 通常事業の実施地域を越えたところより片道10kmを越える
オムツ代	実費
日用品費	100円
教養娯楽費	50円

※日用品費及び教養娯楽費の算定根拠品目例は以下の通りです。
 日常生活品費算定内訳・・・タオル、バスタオル、おしぼり、イオン飲料、お茶、コーヒーなど
 教養娯楽費算定内訳・・・クラブ活動に掛かる費用、色ペン、ガムテープ、ビニールテープ、折り紙、はさみ、手芸道具、のり、書道の墨、筆、用紙、等

デイサービスセンター193

当事業所サービス提供時間(5-6時間)
9:50~15:50

※ 土日はお休みしております

医療法人 輝松会 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防型通所サービス デイサービスセンター193

福岡市西区上山門1丁目9番3号
 TEL 092-895-1936
 FAX 092-895-1938